

ア 日時 平成25年11月7日(木) 午前10時

イ 場所 長野県企業局松塩水道用水管理事務所 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月31日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の可否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局



長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局  
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程(昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行します。

平成25年10月24日

長野県教育委員会教育長

別表第2の2中「とする」を「、諏訪清陵高等学校附属中学校にあっては諏訪清陵高等学校長とする」に改める。

教育総務課